

第 3 分 科 会 (No. 2)

1 日 時 令和 8 年 3 月 1 0 日 (火)
午前 1 0 時 2 9 分 開会
午前 1 0 時 3 8 分 閉会

2 場 所 第 2 委員会室

3 出席委員 (17人)

| | | | |
|-----|---------|--------|-----------|
| 主 査 | 木 畑 広 宣 | 副 主 査 | 奥 村 直 樹 |
| 委 員 | 佐 藤 栄 作 | 委 員 | 田 仲 常 郎 |
| 委 員 | 戸 町 武 弘 | 委 員 | 片 山 尹 |
| 委 員 | 日 野 雄 二 | 委 員 | 田 中 元 |
| 委 員 | たかの 久仁子 | 委 員 | 中 島 隆 治 |
| 委 員 | 成 重 正 丈 | 委 員 | 森 結 実 子 |
| 委 員 | 山 崎 英 樹 | 委 員 | 山 内 涼 成 |
| 委 員 | 荒 川 徹 | 委 員 | 村 上 さ と こ |
| 委 員 | 井 上 純 子 | (委 員 長 | 泉 日 出 夫) |

4 欠席委員 (0人)

5 出席説明員

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 危機管理監 | 柏 井 宏 之 | 技術監理局長 | 尊 田 利 文 |
| 環境局長 | 木 下 孝 則 | 都市戦略局長 | 小 野 勝 也 |
| 都市整備局長 | 持 山 泰 生 | 消防局長 | 岸 本 孝 司 |
| 上下水道局長 | 廣 中 忠 孝 | 交通局長 | 白 石 基 |
| | | | 外 関係職員 |

6 事務局職員

| | | | |
|------|-----------|----|-----------|
| 委員係長 | 伊 藤 大 志 | 書記 | 山 下 絵 美 理 |
| 書記 | 小 野 佳 奈 子 | | |

7 付議事件及び会議結果

| 番号 | 付 議 事 件 | 会 議 結 果 |
|----|-----------------------------|----------------------|
| 1 | 委員席について | 別紙配席表のとおり決定した。 |
| 2 | 審査日程について | 別紙日程（案）のとおり決定した。 |
| 3 | 分科会質疑及び市長質疑における各会派の持ち時間について | 別紙のとおり確認した。 |
| 4 | 資料要求について | 別紙項目の資料を要求することに決定した。 |
| 5 | その他 | 分科会の議事進行について確認を行った。 |

8 会議の経過

（主査及び副主査が挨拶を行った。）

○主査（木畑広宣君）ただいまから、第3分科会を開会いたします。

最初に、委員席についてお諮りいたします。

委員席は、現在着席のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、本分科会の審査日程については、お手元配付の日程案のとおりとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、分科会質疑における各会派の持ち時間については、お手元配付の資料のとおりでございます。

また、市長質疑については、3月19日木曜日の午前10時からとし、各会派の持ち時間については、お手元配付の資料のとおりでございます。御確認をお願いいたします。

なお、市長質疑項目の作成に当たっては、答弁時間を含めた各会派の持ち時間を考慮の上、作成していただきますようお願いいたします。

次に、本日は各局に対する資料要求を行います。

各会派からの要求項目について、前もって取りまとめさせていただいておりますので、事務局に読み上げさせます。

(資料要求項目の読み上げ)

以上のおりであります。

ただいまの資料要求について、各局の意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

では、本分科会の資料要求は、以上のおりとすることに決定いたします。

関係局は、要求のあった資料を審査当日までに本分科会に提出されるようお願いいたします。

次に、分科会の議事進行に当たりまして、4点確認をお願いいたします。

まず、1点目、分科会報告については、従来どおり簡潔に取りまとめたと思いますので、御協力をお願いいたします。

2点目に、局別審査における議案説明及び市長質疑における答弁については、これまでどおり、着席のまま受けたいと思います。

3点目に、水分補給のため、委員、執行部ともに、水またはお茶の持込みが認められています。

なお、持ち込んだペットボトル等は各自で管理を行うようお願いいたします。

最後に、委員、執行部ともに、委員会室へのタブレット及びパソコンの持込みが認められています。パソコン等を使用する際は、議事の妨げとならないよう、操作音などに注意をお願いいたします。

また、パソコン等の使用については、北九州市議会タブレット端末管理及び使用基準の第17条が適用されますので、御確認ください。

なお、スマートフォンなど携帯電話の持込みは禁止されておりますので、あわせて御確認をお願いいたします。

明日からの分科会は、定足数に達した場合、定刻に開会いたします。

明日は午前10時から、技術監理局、都市戦略局及び交通局関係議案の審査を行います。

本日は、以上で閉会いたします。

令和8年度予算特別委員会 第3分科会 主 査 木 畑 広 宣 ㊟